



福岡医発第 424 号 (地)

平成18年5月26日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義



平成18年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

標記の件につきまして、日本医師会及び福岡県保健福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

「世界禁煙デー」は、世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められております。また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組みを行っております。

平成18年度については、喫煙の危険性や禁煙による効果等を認識し、禁煙及び受動喫煙防止対策の重要性等についての普及啓発を行うことを目的として、「やめたい人を手助けする禁煙支援」をテーマに、たばこ対策を実施することとされております。

つきましては、貴会におかれましても本件の趣旨をご理解いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について、貴会会員へのご周知、ご協力よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、同封のポスターは数に限りがあり各医師会2部ずつとなっておりますが、ご活用いただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 廣瀬真恵



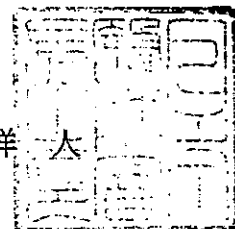
日医発第182号（地Ⅲ29）

平成18年5月22日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

会長 唐澤 祥太



平成18年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、厚生労働省健康局長より、平成18年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について協力方依頼がありました。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により、昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められております。また、厚生労働省においては、平成4年より「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年のWHOの標語の趣旨に沿った取り組みを行っているものであります。

WHOでは、平成18年度の世界禁煙デーのスローガンを「たばこ：どんな形や装いでも命取り」としており、今年度の本週間においては、「やめたい人を手助けする禁煙支援」をテーマに、喫煙の危険性や禁煙による効果等を認識し、禁煙及び受動喫煙防止対策の重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととしております。

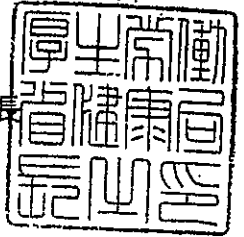
つきましては、昨年度と同様に本会も主唱者でありますので、貴会におかれましても本件の趣旨をご了知いただき、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」について、周知、協力方よろしくご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、同封のポスターは、別便にて貴会宛に送られることとなっておりますので、ご活用いただければ幸甚です。



社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省健康局長



平成18年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

健康行政の推進につきましては、平素より御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

たばこは肺がんをはじめ多くの疾患の危険因子であることから、国民の健康の維持増進を図るためには、喫煙の健康影響についての啓発等のたばこ対策は重要な課題であります。

「世界禁煙デー」は、たばこを吸わないことが一般的な社会習慣となるよう様々な対策を講ずるべきであるという世界保健機関（WHO）の決議により昭和63年に初めて設けられ、平成元年からは5月31日と定められたものであります。

厚生労働省においては、WHOの決議に沿って種々の対策を行ってまいりましたが、平成4年から「禁煙週間」（5月31日～6月6日）を設ける等、各年の世界禁煙デーの標語の趣旨に沿った取組を行うこととしております。

昨年2月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も、たばこ対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、本年4月から、禁煙治療に対する保険適用が開始されるなど、禁煙を支援する環境が整いつつあります。

このような状況の下、今年度の本週間においては、「やめたい人を手助けする禁煙支援」をテーマに、喫煙の危険性や禁煙による効果等を認識し、禁煙及び受動喫煙防止対策の重要性等についての普及啓発を積極的に行うことを目的として、別添のとおり実施することとしております。

ついては、貴会におかれましても、「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の趣旨を御理解の上、貴管内関係団体への周知及び別途送付するポスターの掲示など、たばこ対策の推進につきまして御協力をお願いいたします。

平成18年度「禁煙週間」実施要綱

1 名 称

平成18年度「禁煙週間」

2 趣 旨

喫煙が健康に与える影響は大きい上、受動喫煙の危険性やニコチンの依存性を踏まえると、喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題であり、生活習慣病を予防する上で、たばこ対策は重要な課題になっている。

世界保健機関（WHO）は、昭和45年にたばこ対策に関する初めての世界保健総会決議を行い、以来計16回の決議を採択しているが、平成元年には5月31日を「世界禁煙デー」と定め、喫煙しないことが一般的な社会習慣となることを目指した「たばこか健康かに関する活動計画」を開始した。厚生労働省においても、平成4年から世界禁煙デーに始まる一週間を「禁煙週間」として定め、各種の施策を講じてきたところである。

昨年2月には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が発効し、我が国も、たばこ対策の充実強化に向けた体制整備を行っており、本年4月から、禁煙治療に対する保険適用が開始されるなど、禁煙を支援する環境が整いつつある。

このような状況の下、今年度の本週間においては、「やめたい人を手助けする禁煙支援」をテーマに、喫煙の危険性や禁煙による効果等を認識し、禁煙及び受動喫煙防止対策の重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととするものである。

3 禁煙週間のテーマ

「やめたい人を手助けする禁煙支援」

（参考）WHOのスローガン：「たばこ：どんな形や装いでも命取り」

（Tobacco : Deadly in any form or disguise）

4 期 間

平成18年5月31日（水）から平成18年6月6日（火）まで

5 主 唱

厚生労働省、（社）日本医師会（予定）、（社）日本歯科医師会（予定）、
（社）日本薬剤師会（予定）、（社）日本看護協会（予定）、
たばこと健康問題NGO協議会（予定）、「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター（予定）

6 協力機関

（財）がん研究振興財団、（財）結核予防会、（財）健康・体力づくり事業財団、
（財）日本公衆衛生協会、（財）日本食生活協会、（財）日本心臓財団、
（財）日本対がん協会、（財）母子衛生研究会

7 本週間に実施する事項

(1) 厚生労働省における取組

厚生労働省及び附属機関は、たばこ対策関係省庁と連携し、次の事業を実施し、喫煙の危険性及び禁煙の重要性等について、国民一人一人が身近な問題としてとらえ、継続して取り組んでいけるようなたばこ対策の推進を図る。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・厚生労働省ホームページによる世界禁煙デー及び禁煙週間の情報提供
- ・本週間用ポスターの作成、配布及び掲示
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、本週間用ポスターの掲示を要請
- ・世界禁煙デー記念シンポジウムの開催

イ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（庁舎内全面禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・関係省庁およびそれら省庁を通じ関係機関等に対し、施設内における受動喫煙防止対策の実施について協力を要請
- ・関係団体等に対し、受動喫煙防止の普及啓発用ちらしを配布し、受動喫煙防止対策の実施について協力を呼びかける

ウ その他

(2) 地方自治体における取組

都道府県、政令市、特別区及び市町村は、次のような事業の実施を図り、地域におけるたばこ対策の推進を図る。

なお、事業の実施に当たっては、地域の保健医療関係者等と積極的に連携を図るものとする。

ア たばこと健康に関する正しい知識の普及

- ・テレビ、ラジオ、広報誌等による広報活動の実施
- ・本週間用ポスターの配布及び掲示
（ポスターの掲示については、未成年者の喫煙防止や受動喫煙防止に効果的な場所を選ぶなど配慮すること。）

- ・シンポジウム、講演会、パネル展示会等の開催
- ・禁煙シール等の配布、公用車等への貼附による普及啓発

イ 未成年者の喫煙防止対策

- ・児童・生徒を対象としたたばこの健康への影響に関する知識についての講習会等の実施

ウ 公共の場・職場における受動喫煙防止対策

- ・庁舎内における受動喫煙防止対策の徹底（事務室内禁煙等）
- ・関係機関を通じ、公共の場・職場における受動喫煙防止対策の取組を推進
- ・管内公共施設等の分煙状況調査及び結果を基にした訪問指導の実施

エ 禁煙支援

- ・保健所、市町村保健センターにおける喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施
- ・医療保険者の保健事業実施担当者、事業所の安全衛生担当者等の協力を得て、職場における喫煙者への禁煙相談、禁煙指導の実施（健診会場での実施等）
- ・禁煙相談員、禁煙支援者等の養成及び周知

オ その他

2006年世界禁煙デー記念シンポジウム

●テーマ 「やめたい人を手助けする禁煙支援」

WHOのスローガン：「たばこ：どんな形や装いでも命取り」

(Tobacco: Deadly in any form or disguise)

●日時 平成18年5月31日(水) 開場12時30分

●会場 サイエンスホール(東京都千代田区北の丸公園2-1)

●共催 厚生労働省、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本薬剤師会、
(社)日本看護協会、たばこと健康問題NGO協議会、がん研究振興財団、結核予防
会、健康・体力づくり事業財団、日本食生活協会、日本対がん協会、母子衛生研
究会、日本公衆衛生協会、日本心臓財団、
「喫煙と健康」WHO指定研究協力センター

●後援 内閣府、警察庁、人事院、文部科学省、東京都
日本栄養士会、日本循環器管理研究協議会、日本学校保健会、
中央労働災害防止協会、日本禁煙推進医師歯科医師連盟 他

●目的 どのようなたばこであっても喫煙は様々な疾病の危険因子であり、禁煙は生活
習慣病予防の基本の一つである。

本年4月から、禁煙治療に対する保険適用が開始されるなど、禁煙を支援する
環境が整ってきていることから、「やめたい人を手助けする禁煙支援」をテーマ
に、喫煙の危険性や、禁煙による効果等を認識し、禁煙及び受動喫煙防止対策の
重要性等についての普及啓発を積極的に行うこととするものである。

●対象 国民一般、行政・保健医療・教育関係者、その他

●プログラム(予定)

12:30-13:00	開場
13:00-13:10	開会挨拶 厚生労働大臣(予定)
13:10-13:30	報告 「政府における主なたばこ対策」(仮) ○厚生労働省健康局総務課生活習慣病対策室 たばこ対策専門官 村重 直子
	講演
13:30-13:55	「高齢者にしのびよるたばこ病 COPD」(仮) ○和歌山県立医科大学教授 一ノ瀬 正和
13:55-14:20	「禁煙支援の輪を広げよう」(仮) ○大阪府立健康科学センター健康生活推進部禁煙カウンセラー 増居 志津子
14:20-14:45	「禁煙治療の現場から」(仮) ○日本大学医学部総合健診センター 高橋 敦彦
14:45-14:55	休憩
14:55-15:50	パネル討論「禁煙支援について(仮)」 座 長：たばこと健康問題NGO協議会会長 島尾 忠男 パネリスト：和歌山県立医科大学教授 一ノ瀬 正和 大阪府立健康科学センター健康生活推進部 増居 志津子 日本大学医学部総合健診センター 高橋 敦彦
15:50-16:00	閉会挨拶 たばこと健康問題NGO協議会会長 島尾 忠男



「公印省略」



18健第581号

平成18年5月8日

関係団体の長

関係機関の長 殿

福岡県保健福祉部長
(健康対策課健康栄養係)

平成18年度「世界禁煙デー」及び「禁煙週間」の協力依頼について

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省健康局長から通知があり、本県においても、平成18年度「禁煙週間」実施要綱により取り組むことといたしましたのでお知らせします。

